**金沢市原油価格高騰緊急対策介護サービス事業所等冬期光熱費補助金**

**Ｑ＆Ａ（１０月１日時点）**

Ｑ１：同じ法人で複数の事業所等を運営している場合はそのサービス種別全てにおいて対象と

なるか。

Ａ１：対象となります。申請時に、法人内で運営する交付金の対象となるすべての事業所等分

をまとめて申請してください。（参考として、法人ごとの指定等事業所一覧をHPに公開しています。）

ただし、以下のように同一所在地で一体的にサービスが提供されている場合は、合わせて

　　　１事業所とします。

①指定居宅サービスと、指定介護予防サービス・介護予防型サービス・基準緩和型サービ

　ス

②介護予防型サービスと基準緩和型サービス

③福祉用具貸与と福祉用具販売

また、障害福祉サービスの指定を受けている事業者については、市障害福祉課でも同様の

補助を実施していますので、そちらでご申請ください（本補助金の対象とはなりません）。

Ｑ２：申請書に記載する令和５年度光熱費（電気料金、ガス料金、灯油代）実績額の補助対象月

はいつの分か。

Ａ２：令和５年10月分から令和６年３月分の光熱費（電気料金、ガス料金、灯油代）が対象と

なりますので、その月分の実績額を記載ください。

ただし、一部の光熱費・月分で補助上限額を上回る場合は、該当の光熱費・月分の実績額のみの記載で構いません。

（例：訪問介護の補助金上限額30,000円に対し、電気料金の10月分だけで40,000円の

実績がある場合、40,000円の記載で可）

→この場合、添付書類の領収書（写し）または通帳コピー（写し）についても40,000円

　がわかるものを添付してください。

Ｑ３：申請書に記載する令和５年度光熱費（電気料金、ガス料金、灯油代）実績額で、「複数の

　　　事業所等・サービス種別で請求が一括となっている場合は、按分した額を記載」とあるが、

　　　どのような基準で按分するのか。

Ａ３：例として、定員数や事業所面積、均等割りなどで按分してください。按分表は任意の様式となりますが、記載方法は申請書記載例に示してあります。

Ｑ４：令和５年10月2日以降に事業を開始した場合は対象となるか。

Ａ４：対象とはなりません。今回の補助金は、基準日（令和５年10月１日時点）以前から長引く

物価高騰等の影響を受けている事業所等に対する支援を目的としているためです。

Ｑ５：やむを得ない理由により、令和５年10月１日時点で休止している場合はどうすればよいか。

Ａ５：個別に介護保険課にご相談ください。

Q６：概要説明に障害福祉課でも同様の補助を実施しているとあるが、どこで確認できるか。

A６：障害福祉課でも補助制度を実施する予定としているが、現在準備中となっています。準備が

整い次第、金沢市障害福祉課のホームページ等で周知いたします。

Q７：概要説明によると、15人定員の地域密着型通所介護と15人定員の基準緩和型通所サービ

スを同一所在地で実施している場合、事業所としては１つとなるが、定員数は合わせて30名なので定員数19人以上として120,000円の補助上限額ということか。

A７：お見込みのとおりです。

Ｑ８：基準日以降にサービス種別の変更があった場合どうなるか。

Ａ８：基準日時点のサービス種別で申請してください。